

標準仕様ノンステップバス認定要領

第1 目的

一般乗合旅客自動車運送事業に係るノンステップバスについて、製造コストの低減とともに、高齢者、身体障害者、健常者がともに利用する際の利便性及び安全性の向上と促進を目指した「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様策定報告書」（平成15年3月国土交通省自動車交通局）の趣旨に基づき、標準仕様ノンステップバスを国が認定する制度を創設し、これにより標準仕様ノンステップバスの普及を図ることを目的とする。

第2 標準仕様

標準仕様は、別表に掲げる標準仕様認定項目（「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」中の「2015年以降標準仕様」から、一般乗合旅客自動車運送事業者がバスに装備することとなる車内表示装置、車外表示装置（車いすマーク及びベビーカーマークを除く。）、放送装置（車外の乗客とバス乗務員との間のインターホンを除く。）及び運賃箱に係る項目を除いたものをいう。）の全ての項目を満たさなければならないものとする。

第3 認定の対象

標準仕様の認定は、新車（製作工場出荷の状態）のノンステップバスであって、その仕様が標準仕様を満たすものを対象とする。

第4 認定の申請

- 1 標準仕様の認定の申請は、仕様ごとに、自動車製作者等が行うものとする。
- 2 標準仕様の認定を受けようとする者は、第1号様式の標準仕様ノンステップバス認定申請書に次の第1号から第3号に掲げる資料を添付し、正本1通を国土交通省自動車局長（以下「自動車局長」という。）に提出するものとする。
 - (1) 標準仕様を満たしていることを示す書類
 - (2) 外観図及び平面図
 - (3) 説明図、写真（説明に必要な場合）
- 3 自動車局長は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

第5 認定

自動車局長は、申請に係る仕様が標準仕様を満たしていると認めるときは、当該仕様について標準仕様ノンステップバスと認定するものとする。標準仕様の審査その他詳細は、標準仕様ノンステップバス審査要領に定めるところによるものとする。

第6 認定の通知等

- 1 自動車局長は、第5の規定に基づいて認定を行ったときは、第2号様式の認定書を申請者に交付するとともに、第3号様式の通知書に認定書の写し及び申請書類（副本）を添付し、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に通知するものとする。

- 2 その仕様について認定を受けたノンステップバス（以下「標準仕様ノンステップバス」という。）は、車体前後面及び乗降口付近に、別紙様式の認定標章を表示するものとする。
- 3 認定を受けた自動車製作者等（以下「認定自動車製作者等」という。）は、標準仕様ノンステップバスを導入しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、認定書の写しを交付するものとする。
- 4 自動車局長は、認定後、標準仕様ノンステップバスの認定番号、車名及び型式、自動車製作者等名、主要諸元（長さ、幅、高さ及び座席数）並びに座席配置について、国土交通省のホームページ等により公表するものとする。

第7 仕様の維持等

- 1 認定自動車製作者等は、標準仕様ノンステップバスを一般乗合旅客自動車運送事業者に引き渡す際には、その仕様を認定を受けたものと同一としなければならない。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、使用する標準仕様ノンステップバスについて、標準仕様を満たす状態に維持するとともに、改造等により標準仕様を満たさなくなったときは、その旨自動車局長に申し出るものとする。
- 3 自動車局長、地方運輸局長又は沖縄総合事務局長は、標準仕様ノンステップバスについて、認定を受けた仕様で引き渡され、又は標準仕様を満たす状態で使用されているかどうかについて調査することができるものとする。

第8 認定の取り消し等

- 1 自動車局長は、認定自動車製作者等が一般乗合旅客自動車運送事業者に引き渡した標準仕様ノンステップバスの仕様が認定を受けたものと異なることが判明した場合には、当該仕様について認定を取り消すものとする。
- 2 自動車局長は、一般乗合旅客自動車運送事業者によって使用されている標準仕様ノンステップバスが標準仕様を満たさない状態であることが判明した場合には、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対して当該バスへの認定標章の表示を止めるよう命ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日以降の認定の申請から適用する。ただし、この要領の適用前であっても、認定の申請はできるものとする。

部位	標準仕様
乗降口	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口の端部は路面と明確に識別する。 乗降口にステップ照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。 車いすを乗降させる乗降口の有効幅は 900mm 以上 (小型は 800mm 以上) とする。 大量乗降を想定する大型車両の場合には、少なくとも一つの乗降口の有効幅は 1000mm 以上とする。 乗降時のステップ高さは 270mm 以下とする。 傾斜は極力少なくする。 乗降口の両側 (小型では片側) に握りやすかつ姿勢保持しやすい握り手を設置する。 乗降口に設置する握り手の太さは 25mm 程度とする。 握り手の表面は滑りにくい素材や仕上げとする。
低床部通路	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。 車いすが移動する部分の通路幅は 800mm 以上とする。 低床部の座席配列が左右それぞれ 1 列のもの (いわゆる都市型バス) にあつては前輪等による車内への干渉部から後方の低床部の全ての通路幅を 800mm 以上とする。 (ただし、都市型以外の座席配列のもの (いわゆる郊外型) 及び全幅が 2.3m 級以下のバスであつて、構造上、基準を満たすことが困難なものについてはやむを得ない。)
床	<ul style="list-style-type: none"> 床は滑りにくい材質又は仕上げとする。
後部段差	<ul style="list-style-type: none"> 段差の端部は周囲の床と明確に識別する。 低床部と高床部の間の通路に段差を設ける場合には、その高さは 1 段あたり 200mm 以下とする。 低床部と高床部の間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は 5 度 (約 9% 勾配) 以下とする。 ただし、後部座席の床と通路の間に段差を設けない場合にあつては、低床部と高床部の間の通路に設ける段差の高さとスロープの角度の関係は、下図の範囲にあればよい。 <div data-bbox="470 1272 997 1630" style="text-align: center;"> <p>The graph plots 'スロープの角度(度)' (Slope angle in degrees) on the vertical axis (0 to 5) against '段差高さ(mm)' (Step height in mm) on the horizontal axis (150 to 250). A diagonal line starts at (150, 5) and ends at (250, 0). The area below and to the left of this line is shaded orange, indicating the acceptable range for step height and slope angle.</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> スロープと階段の間には 300mm 程度の水平部分を設ける。 段差部に手すり等をつける。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設置する。 車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように手すりなどを配置するとともに立席者用の天井握り棒や吊革などを設置する。 縦握り棒は低床部にあつては座席 1 列 (横向き座席の場合は 2 席、車いすスペースに備える前向き跳ね上げ座席にあつては 2 席、3 人掛け横向き跳ね上げ座席にあつては 3 席に 1 本) ごとに通路に面した左右両方に 1 本配置し、高床部にあつては座席 1 列ごとに通路に面した左右いずれかに 1 本配置する。 (ただし、非常口付近の脱出の妨げとならないように、取り外し又は折りたたむことができる構造の座席についてはこの限りでない。)

	<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤハウスには高さ 800mm 程度の高さの位置に水平手すりを設置する。 ・手すりなどは、乗客が握りやすい形状とする。 ・手すりなどの太さは 30mm 程度とする。
車内表記	<ul style="list-style-type: none"> ・車内表記は、わかりやすい表記とする。 ・車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。 ・ピクトグラムおよびその大きさは添付図を参照する。 ・認知度の低いピクトグラムについては、最小限の文字表記を併用する。
降車ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。 ・視覚障害者に配慮し、押しボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する押しボタンはこの限りではない。 ・縦握り棒に配置する押しボタンは床面より 1400mm 程度の高さとする。 ・座席付近の壁面に配置する押しボタンは、床面より 1200mm の高さとする。
スロープ板	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は 800mm 以上とする。 ・地上高 150mm のバスベイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は 7 度(約 12%勾配)以下とし、長さは 1050mm 以下とする。 ・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。 ・スロープ板は、容易に使用できる場所に設置または格納する。
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・バスには2脚分以上(車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあっては1脚分)の車いすスペースを確保する。 ・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は1脚分でもやむを得ない。 ・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。 ・乗降口から 3000mm 以内に設置する。 ・車いすスペースは、車いすが取り回しできる広さとする。 ・車いすを固定する場合のスペースは 1300(長さ)×750(幅)×1300(高さ)mm 以上(2脚の車いすを前向きに縦列に設ける場合には2脚目の長さは 1100mm以上)とする。 ・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。 ・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる巻き取り式等の構造とする。 ・前向きの場合には車いすを3点ベルトにより床または車体に固定する。 ・後向きの場合には背もたれ板を設置し、横ベルトで固定する。 ・前向きの場合には、車いす使用者用の人ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ・後向きの場合には、車いす用姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ・車いす使用者がバス乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 ・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。
フリースペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペースを設けることができる。この場合において車いすスペースと共用とすることができる。 ・フリースペースに備える座席は、常時跳ね上げ可能な座席とする。 ・フリースペースにはベビーカーを固定するベルトを用意する。 ・フリースペースにはベビーカーを折りたたまず使用できることを示すピクトグラムを貼付する。(ストラップの使用法、車いす乗車の際の優先も記載する。)
車外表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすマーク、ベビーカーマークは、車外の乗客から容易に確認できるようにする。
車外放送装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。
優先席	<ul style="list-style-type: none"> ・優先席は乗降口に近い位置に3席以上(中型バスでは2席以上、小型バスでは1席以上)原則として前向きに設置する。 ・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ、立ち座りに配慮した構造とする。 ・乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め(400mm～430mm)の座面とする。 ・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい押しボタンを設置する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。 ・乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車ボタンの配置は避ける。
室内色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。 ・高齢者および色覚障害者でも見えるよう、縦握り棒、押しボタンなど、明示させたい部分には朱色または黄赤を用いる。 ・天井、床、壁面など、これらの背景となる部分は座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。
車内安全確認設備	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者から車内の大部分が確認できるミラー、モニター等を設置する。 ・ミラー、モニター等は運転者席から容易に確認できる位置に設置する。

別添；ピクトグラム添付図



第1号様式

標準仕様ノンステップバス認定申請書

年 月 日

自動車局長 殿

申請者の氏名又は名称 印
住 所

下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしている旨の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 自動車製作者等名及び住所
- 3 製作工場名及び住所

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名又は名称については、申請者が法人である場合は、法人の名称及び代表者氏名と読み替えるものとする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

標準仕様ノンステップバス認定書

番 号
年 月 日

殿

自動車局長

年 月 日付けで申請のあった下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしていることを認定する。

記

- 1 認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 自動車製作者等名及び住所
- 4 製作工場名及び住所

(日本工業規格A列4番)

備考

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

標準仕様ノンステップバスの認定について（通知）

標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、 年 月 日付
けで申請のあったノンステップバスの仕様について、標準仕様を満たしてい
る旨認定したので、認定書（写）及び申請書類（副）を添えて通知する。

